

江戸時代の商業序論

幾石致夫

- 〈目次〉
- I 徳川時代の商業の特質
 - 1 シェンペーターの理論と江戸時代の商人
 - 2 江戸時代の商業の背景
 - 3 問屋の雛勢
 - 4 近世商業経営の成立と商家訓
 - II 活躍した商人系譜(その1)——鴻池家

Ⅱ 徳川時代の商業の特質

1 シュンペーターの理論と江戸時代の商人

J. A. Schumpeter(1883~1950)によれば、経済発展の有力な原動力は、創造的な企業者の革新的な努力にあるとされており、また彼は、革新の企業の担い手である企業者は、次の5つに見られるような「新結合」を遂行する経済主体であるとしている(塩野谷祐, 中山伊知郎, 東畑精一訳『シュンペーター経済発展の理論』上巻, 岩波文庫)。

1) 新しい財貨, すなわち消費者のまだ知らなかった財貨あるいは新しい品質の財貨の生産。

2) 新しい生産方法, すなわち当該生産部門において實際上未知の生産方法の導入, これは必ずしも, 科学的に新しい発見にもとづく必要はなく, また同時に製品の産業的取扱いに関する新しい方法も含んでいる。

3) 新しい販路の開拓, すなわち当該国の当該生産部門が, 従来参加していなかった市場の開拓, ただし市場それ自体が既存のものであるかは問わない。

4) 原料あるいは, 半製品の新しい供給源の獲得。この場合においても, この供給源が既存のものであるかどうか——単に見逃されていたのか, その獲得が不可能と見做されていたのかを問わず——あるいは初めてつくり出さねばならないかは問わない。

5) 新しい組織の実現, すなわち独占的地位の形式あるいは独占の打破。

すなわちシュンペーターは「新結合」の具体的内容として, つぎの5点に視点を置いて「創造的企業者の本質」を規定している。

(1)新しい財貨の生産 (2)新しい生産方法の導入 (3)新しい販路の開拓 (4)原料・半製品の新しい供給源の確保 (5)新しい組織の達成。

さてシュンペーターのこの経済発展の理論に則って江戸時代の商人のパターンを研究することにより, 江戸時代の新しい見方を発見することができるかも知れない。作道洋太郎教授(大阪大学経済学部)は江戸期商人の革新性と保守性に

関して初めてシュンペーターの理論に基礎をおいて検討しておられる。

確かに江戸の幕藩体制はある意味では経済発展の立場から見ると西欧に比べると決して明るいものとはいえない面があるかも知れない。戦前の封建論争に見るまでもなく、徳川幕藩体制そのものの中からは封建制を打破してブルジョア革命を推進する萌芽を見出すことは困難であろう。「農民を生かさず殺さず」の政策基調の中には概念的には経済を発展させる余剰の生産物の存在を残す余地はなかったともいえるかも知れない。労働力の面においてもそうであろう。正に農民は現在とは全く異なり、終始農奴的、奴隸的存在でしかあり得なかった。そこには、労働生産性の向上を期待することは困難である。また一方、対外的には「鎖国令」にもとづくわが国経済の封鎖性は経済自体を低位な水準においたのである。勿論なかにはオランダなどの特殊な場合を除いては、外国貿易は容認されず、その他の場合は一切外国貿易は厳禁されており、外国からの刺戟はなかったといえる。

さらにその上に厳重な身分制度、つまり「士・農・工・商」という枠組の厳存は、硬直的に経済の発展をさらに重く阻害していた。因みに、この時代の農・工商・武士の割合は、84%、6%、7%といわれている。

以上の諸々の事柄は確かに存在していたのであり、戦前は江戸時代に対するこういった考え方が支配的であったことも事実である。

徳川封建制は封建制自体の中からこれを打倒する要因をおしつぶしていたという事実も否定できない。しかしこういった考え方すべてで徳川封建制を割り切って了ってよいかどうか？ と疑問とせざるを得ない。

たとえば、それにも拘わらず江戸全期を通して生産量は4倍、耕地面積が2倍になり、人口は約3倍になったということがいまや定説になっている事実をどう解釈してよいのか。ここで説明するまでもなく、農業国家における農業生産性の拡大は主として新田開発、農業技術の改良、労働集約農業の展開、品種改良、二毛作の導入、金肥の投入等々の新技術の発展によるものと考えられる。

一方、江戸時代における都(江戸・京都・大阪)あるいは城下町における多くの非農業生産者=武・商工業生産部門の成立とその発展を可能ならしめたものは、農村における農業生産力=経済力の急速な発展を無視しては考えられない

であろう。実際に都市にあっては、町人階層が強力に創出され、彼らは国内市場における商品流通に大きな役割を果たしてきた。また、逆に農村における農産物以外の生活必需品(たとえば、衣料、嗜好品、灯料)の需要の拡大は、ますます町人の経済的活躍を積極的ならしめたのである。いわば、江戸時代においては社会は、町民と農民(都市と農村)が相互依存の関係を強化し発展していったものと考えることができる。

本稿では、江戸時代における商業の発展を商人の活躍という点に絞って考えていくことにする。

江戸時代の代表的な商人といわれる人々を数えあげれば、鴻池善右エ門、住友吉左エ門、三井高利の3大豪商及び初期豪商であった淀屋常安、个庵、西村(安南屋)太郎左エ門等々をあげることができる。と同時に、江戸の町人学の代表としての石門心学にふれることも重要であろう。近江商人である中井家、西川家を含めて、前記の各商人に共通していえることは、創業期における革新性と経営安定期における保守性ということであろう。

たとえば、周知のように鴻池にあっては、酒造業から始まり海運業、両替業、大名貸と経営が進むにしたがって、彼らの経営理念は、革新的なものから現状維持という保守的なものに変化していった。さらに住友家についていうならば、同家は薬種業、出版業を起点として、銅吹業(銅精錬)を通じて、銅貿易、銅山経営、両替業、札差業へと発展し、その経過は革新から安定保守への道をたどったのである。あるいは、「江戸店(だ)持ち京商人(あきんど)」となった三井家、近江日野の合薬の「持ち下り商い(あきない)」より、江戸・京都・大坂さらには仙台・大田原・名古屋・尾道・杵築など全国各地に支店を開設し、多店舗展開を行った中井家等々に見られる商人的革新性、積極性は、その前期あるいは創成期において共通して見ることができるのである。また、淀屋常安、个庵が大坂市場を建設し、西村(安南屋)太郎左エ門が京都の朱印般貿易の覇者である角倉了以、茶屋四郎次郎に従い、長駆安南地方をはじめ、東南アジア諸地域に進出したなど、江戸初期の豪商は、その創業期あるいは業種転換期に目覚しい革新性を発揮したものということができるが、総じて経営の安定すると共に彼らの商人精神は保守的になっていくのである。

2 江戸時代の商業の背景

現代においては、企業の経営方針が定款、あるいは社是の中に集中的に表現されていると同じように、江戸時代のそれはその精神を諸々の家訓の中に見出すことができるであろう。もっともその家訓が何時設定されたかその時期によって、すなわち創業期のものか、安定期のものかによって家訓の中に盛られた経営精神が左右されることがあろう。いずれにしても、徳川幕藩体制下における企業者としての商人の態様を、以下において検討することにしよう。

1600(慶長5)年の天下分け目の戦いといわれた関ヶ原の戦いをかち取って、徳川家康は、1603年に征夷大将軍に任ぜられ、中央政権としての江戸幕府を開設したわけである。徳川江戸政権は強大な軍事権力を背景に全国の大名を支配したのであるが、その中でいわゆる外様大名と称せられる大名が全大名領有地の81%を占め、大名数からいうと、約7割が外様大名であったのである。家康はそれら外様大名をその支配下に措くために、自己の軍事力強化をはかると同時に、全国に天領(幕府領)を設置し、また巧妙な大名の配置政策を展開、参勤交替政策などを通じて支配体制を構築していったのである。こういった支配体制を築く以前において彼は、全国支配をスムーズにするための全国統一貨幣流通政策の基礎づくりを金座、銀座の設置によって鋳貨事業を行ったのである(1601<慶長6>年)。この経済政策と共に、つぎのような交通、通信の諸政策の強力な展開も必要であった。すなわち交通政策としての道路の開さくは、東海道をはじめとする5つの主街道、それに脇街道等を開設し、また通信政策としては、制度として、継飛脚、大名飛脚、三度飛脚などの情報網の確立をはかったのである。結果的には要するに、これらの政策は流通経済の効果的、能率的な発展を推進したことになる。

ところで、徳川幕藩体制は政治的にいうならば、第一に武士階級が全国の土地を領有し、人民を支配するところの統治機構であり、そのためには個々の大名による封建的土地領有が前提となっており、片や大名は幕府による封建的土地領有の統一的編成の中に組み込まれ、位置づけられているといえる。そういった相互依存の関係で、幕藩体制は形成されていたといえる。

きる。この幕藩体制の財政的収入の基礎は、その領有する土地の生産高(石高)であることは改めて説明の必要はないが、いわゆる幕府領(天領)は江戸中期までに、400万~450万石であったといわれ、後期には幕府領420万石、旗本領260万石で、合計で680万石となり、この額は全国の総石高の4分の1に達していた。そして幕府の実際の財政収入は、幕府領における生産石数を4公6民あるいは5公5民の比率で徴収された年貢が大部分であったことが容易に想像される。

因みに石高制は、豊臣秀吉の大閥検地がその契機であり、秀吉は年貢の規準として、石盛(単位面積当りの米の標準生産量)を決定し、これに地積を乗じ石高を決定し、それが年貢の際における基準となったわけである。

石高制は大閥検地を契機に造られたが、それと共にここでは兵農分離、商農分離政策が考えられた。秀吉は農村を支配していた地侍や名主を農業生産過程から分離させ、彼らを封建家臣団化せしめ、幕藩体制のオリジナルをつくりあげ、武士は封建的支配者としての最高身分を確立せしめられて、農工商は日常生活で厳しい制限を受けるにいたった。

この年貢米のほかに幕府の収入は、直轄都市からの税金(地子銀)収入、長崎貿易の運上金(税金)、直轄鉱山(佐渡金山、生野銀山、足尾銅山等)からの収入、貨幣改造の際の出目、あるいは大名の献金、町人への賦課金等々をあげることができる。

これに対し、藩財政の主要な財源は幕府の場合と同様に、第1が年貢収入である。その他には物成、高掛物、天役があり、また専売による収入(たとえば藍・綿花・その他)あるいは、藩札発行に伴う発行収入、さらには域内の豪(富)商、豪農に課する取引税等々といったものがある。

ところで、兵農分離と商農分離によって、家臣団と商工業者の分離集住が行われ、ここに近世都市の前駆形態としての城下町が形成されることになり、封建経済の中心地として歴史的役割を果すことになったということができよう。徳川封建制度における都市は人々によって類型化が異なる場合もあるようだが、一般的には門前町、宿場町、港町、城下町に分類されるのが通説となっている。これらの都市のほかに中央都市として、江戸、京都、大坂の3都市があっ

たことはいうまでもない。この3都市が全国産業の中心であったことは勿論の事であるが、港町、城下町における問屋には基本的にはまた別の機能があった。すなわち、港町における問屋機能は、隔地間の商品流通を担当したが、城下町にもいろいろな問屋が存在し、それらは、大名の流通統制を担当する特権的商人が多かったようである。たとえば尾張藩では、延宝6(1678)年他領米の流入を禁止した時に、吟味役として、米問屋5戸に対して、米価に関することを支配、監督させている。大名たちは、農民の商業を禁止して、他領商人の領内小売を禁止し、城下町の問屋商業を保護して、税金をとっている場合が多い。

城下町においては、多数の商工業者の区域的な集住化が行われており、たとえば、魚町、八百屋町、茶屋町、呉服町、鉄砲町、大工町、瓦町、畳屋町、紺屋町というように業種的に区域がはっきりと分かれている場合が多く、かつ、この他、武家町、社寺地が存在し、原則的には城下町には町人町、武家町、社寺地域の3つの地区に截然として区分されていた。城下町は始めから人工的に開設されたものが主であったが、従来の門前町(金沢・新宮・長野等)、あるいは宿場町(高崎・関宿・浜松)、港町(博多・尾崎・桑名)を人工的に改造した場合もある。しかも城下町の大部分は1580~1610年の短期間につくられていることを指摘しなければならない。

一方、3都市のうちの江戸は、幕府藩体制の確立と共に、家臣団の集住ということもあって、大消費都市に発展していったわけで、ここでは商業が大きく伸びていったということが出来る。京都は現在と同様、文化と伝統を誇る都市として成長したわけである。大坂は全国市場といわれて、商業・経済の都市として秀吉以来伸びたのであり、まさに江戸時代における江戸と並んで双壁をなすものであった。

さて、大坂は経済の都市、江戸は政治の中心であることは江戸時代以来のことであり、とくに徳川幕藩体制下において大坂を措いては、その商業は論ぜられぬといえよう。

大坂は江戸時代における「天下の台所」である。大坂は江戸へおくられる諸々の商品の供給基地であると同時に、逆に各藩から大坂市場に各商品が集まってきたというわけである。

大坂は豊臣秀吉の時代は、門前町として、また城下町として栄えたのである。しかし、あの大坂冬の陣、夏の陣によって一時はさびれていったが、1615～1619年に藩主松平忠明によってその再建がはかられて、その後この地は、幕府の直轄地(天領)とされるという歴史的経過があり、畿内の拠点となったのである。商業的・経済的観点に立って大坂を見るならば、秀吉の時代からここ大坂は本州内では全国的に徐々にではあるが経済の都市として発展してはいったが、それはまだ未成熟の段階にあったといわねばならない。何故かというに秀吉の時代は、瀬戸内海諸藩ならびに九州藩とは、大坂はあまり直接的な関係を持っていなかったのであるが、その後、徳川時代になるに従って九州地域よりも藩領の相当量の米石が大坂に送られるようになり、ここ大坂は城下町より名実共に中央市場としての全国的商業都市として完成を見たのである。もはや大坂はその領内だけでの自己完結経済ではなく、畿内の特産物(非農業生産物商品)の交換と共に年貢米の大量売買市場として成長して、いわばわが国の商品経済と貨幣経済を進展する要(かなめ)の商業都市とし大きく前進することになった。勿論大坂が大きく全国市場に発展する萌芽は秀吉の時代にすでに存在していたのではあるが、江戸時代においてそれが現実には花開いたということは歴史的に大きな意味を持つものといわねばならない。

3 問屋の雛勢

大坂が中央市場として機能するのに大きな役割を果たしたのは初期豪商であったのである。彼らは商人として歴史的に大いなる意味があった。大坂の初期豪商として第一にあげなければならないのは、淀屋一族であろう。その初代常安は山城国岡本の荘の出身で、秀吉の時代到大坂に出て、材木渡世をなし、秀吉が伏見城を造成するときに、築堤工事を請負い、また大坂冬の陣、夏の陣の落城の際は家康の茶臼山本陣、秀忠の岡本の本陣を構築し、年寄にも任せられその功績も大きかった。また2代目言当は1622年に塩魚商人の代表として幕府に陳情し、塩干魚や干鰯を取り扱う鞆市場の基礎を築いた。言当は海運業を行い、寛永年間に加賀藩の産米を大坂に廻送し、北国と大坂の間に隔地間輸送を開いた。初代、2代で淀屋の基礎が築かれ、3代、4代、5代と続いたのであるが、

延宝年間(1673~81年)の間屋数

質屋	345	唐木問屋	2	干物仲買	3
京俵買物問屋	10	土佐材木問屋	6	石灰屋	3
長崎問屋	21	尾張	4	小刀庖丁仲買	2
江戸買物問屋	17	紀伊国	6	江戸廻し酒屋	1
江戸大廻し船問屋	3	北国	2	同醬油屋	7
同大廻し樽問屋	4	阿波	2	京醬油屋	3
紙問屋	24	舟板問屋	7	西国下し醬油屋	1
木綿問屋	8	舟板屋	8	計(質屋を除く)	378
布問屋	11	梶 <small>めうしろかい</small> 木類問屋	9		
木わた問屋	17	木地問屋	2	御用聞町人	
たばこ問屋	11	肥前 <small>いまり</small> 焼物問屋	6	銀座 高麗橋 両替町	
塩問屋	7	備前 焼物問屋	2	朱座 本町 老丁 目	
煎茶問屋	15	薩摩問屋	6	分銅 同町 新左衛門	
鉄問屋	7	紀州 五器問屋	2	秤 神善 四郎	
木蠟問屋	9	砥石問屋	2	両替屋	10
鮫問屋	1	銅ふきや	3	米相場 聞	3
京薪買問屋	9	はしか問屋	2	大工	1
薪問屋	27	生魚問屋	16	材木屋	1
炭問屋	7	塩魚干肴問屋	19	石屋	1
熊野炭問屋	3	北国肴問屋	4	瓦屋	1
備後表問屋	2	鳥問屋	3	引板屋	2
平戸鯨油問屋	1	熨斗問屋	3	味噌屋	2
箕乃問屋	1	鱈ぶし問屋	4		
あい玉問屋	3	八百屋物問屋	20		

(注) 一部に問屋でないものを含んでいるが、原本のままにしておく。

(出所) 『大阪経済史料集成』第5巻、大阪商工会議所、1974年。480ページより。

時代が経るにしたがって、財も蓄積され、生活もぜい沢に流れ、幕府の忌諱にふれて、闕所(全財産の没収処分)処分に付されることになった。要するに生活態度が商人の身分に過ぎるものとされたのである。初期豪商の中には、近世初期の国際商人として活躍した朱印船貿易商人もいた(茶屋四郎次郎、角倉了以、素庵、茶屋勘左衛門、大賀九郎左エ門(九州博多)、末次平蔵(長崎)など)。その他有名な初期豪商としてとらえられるものには、両替屋善五郎、両替屋善六、辻次郎右衛門、那波屋九郎左エ門などの門閥商人をあげることができる。

ところで江戸時代の商業を支えてきた中心勢力は、問屋であるが、若干ここで問屋に関してふれることにする。問屋の起源は、中世の間、問丸から発展して、機能分化が、輸送、保管、商取引という具合に起こり、積荷問屋、荷受問

屋、廻船問屋、さらには、米問屋、油問屋、炭問屋などの專業問屋が生まれることになった。さらには問屋と小売人・生産者・荷主と問屋との間に介在し、自分名義で大量取引をする仲買が登場することになった。こうして、生産者→仲買→問屋→仲買→小売→消費者といった商品の流通機構の専門化が進行することになるわけである。江戸では寛永年間に問屋なるものがはじめて成立したのであるが、いずれも彼らは特権商人であった。

大坂でも江戸でも初期の問屋は商品を荷主かあるいは生産者から買い取って販売するのではなく、彼らの依頼によって販売する、いわゆる手数料販売のものが多かったのであり、この種の問屋は荷受問屋と称した。ところが商品流通が盛んになる17世紀後半になると、自己の計算で商売する仲買問屋が活躍することになる。いわゆる仕入問屋、仕込問屋というわけである。これらはいわゆる旧問屋に対する新興問屋とでもいうことができよう。

たとえば、新たに大伝馬町(江戸)に進出した木綿の仲買問屋の長谷川家は荷受問屋から仕込問屋に変わったものといえることができる。

また、1697(元禄10)年刊の「国花万葉記撰津難波丸」によると、問屋数は826、業種は62となっている。

これらの問屋は大坂住民の需要に応じたのは勿論のこと、全国的需要に対応していたものと考えられることができる。江戸、京都方面の需要も相当多かったといえよう。いわば、この大坂の問屋群は遠隔地の商業機能を果していたといえよう。勿論問屋の実態は、その時の商業の様相を伝えるものであり、したがって刻々とその数、役割、機能もその時代の要請に対応して変化していったものと考えられることができる。一般的にいえることは、時代を経るにしたがって大坂問屋は、專業問屋の種類と数が著しく増加してきていることだ。具体的には綿・糸・布関係がとくにそういえるのに対して、材木・薪炭関係の問屋はそれ程のびていない。このほか商品の移動という視点に立てば、廻船問屋の増加も着目に値しよう(以上延宝7<1679>年—元禄10<1697>年—正徳年間<1711~16年>)。

問屋の変化の歴史的内容は、17世紀後半から、荷受問屋から仕入問屋へ、すなわち、国問屋から專業問屋への移行が行われたといえることができる。それは特権商人から新興商人へと、ヘゲモニーの移行が行われたことを意味する。い

わば古い商人から近代的商人へ、そのヘゲモニーは移行していったのである。江戸初期には、貿易商人が力を持っており、場所的には、京都、長崎ということであったが、鎖国以後商人は大坂に集中することになったのである。

以上のごとく問屋の様相は変化していったのであるが、問屋の進展と共に、仲間組織も進んでいる。代表としてあげられるものに、江戸十組問屋、あるいは大坂二十四組問屋がある。商品生産が多くなるに従って、大坂・江戸内の輸送頻度も多くなって来たが、この間にあって、各荷主は個々に輸送問題に対応していったのであったが、貨物の決済、難波船とその他のトラブルがたえず、こういったトラブルによる損害は大きかった。というのは、荷受問屋ならば海上輸送上発生する損害に対応する義務はないが、仕入問屋になると、輸送中の商品の所有権は仕入側にあったので、問屋としてこの海難を上手く処理するために仲間組織を結成する必要にせまられたのである。かくして江戸十組問屋仲間組織が結成される運びとなったのである。かくて、菱垣廻船をこの仲間組織に従属させることにより、海難処理に共同であることになった。

また、江戸に呼応して、大坂においては仲次仲間屋がつくられ、東西相連絡して海運同盟が結成される運びとなったのである。ここに大坂、江戸の隔地間商品流通機構の整備を見ることになる(全国網となる)。

4 近世商業経営の成立と商家訓

近世初頭の冒険的商人と江戸期のいわゆる近世商人との間には商業経営感覚が異質のものがあったといわれているが、それは鎖国政策による断層を意味する。

特権商人は鎖国により、海外発展の道をふさがれ、封建権力の重圧が強くかぶさり、商人として消極的な道を踏まざるを得なくなった。これに対して大坂を中心とした新興商人は特に両替商、問屋商人などは独立独歩の自主性をもつ積極的な商人として勃興してきた。享保の改革による受難を生き抜いた商人達はそのたくましさで耐えてきたのである。御用商人と異なった本格商人は、「武士は年貢に生活の経済基礎をもつのにに対して、本格商人は、儲けに生きなければならぬ」とし、自ら毎日を「百足のごとく身を動かし」身をこなして働い

たと西鶴はいつている。彼らは、商品経済、貨幣経済の高まりのなかに実力を発揮し、発展していったのである。三井家の家法によれば、「手前は商人なり。(お上への)御用は商の余情と心得べし」とし、その中にも、「商徳の筋を忘るなかれ」といつており、自肅自戒を強調している。本格商人について、石田梅岩は学問的に彼らの自覚を戒めている。

彼は商人の利を武士の禄になぞらえて、商人の社会的存立意義を強調している。彼は、商業利潤の正当性を強調して、利潤は流通過程から生まれる正当なものでなければならずとし、その限りで暴利をむさぼることに對し警告を与えている。

次に、近世本格商人の精神を述べる。

知恵・才覚と資本・信用

商人は、金銀をためて分限者となることを理想とする。自力による運命の開拓は、武家には許されず、百姓にあっては更にのぞめないことであつたが、商人の世界だけは、勤勉と創意工夫とによつて、一代で産を残すことのできる道が残されている。商人社会のはつらつさが生まれる所以である。出世した町人のゆえんを辿つてみるとその成功のもとは、殆ど知恵・才覚であるといえる。知恵・才覚は別に利発・発明・工夫・利勤ともいえる。機略を以て猛然と闘う闘争精神でもある。

倒れてもやまぬ商人の土根性ともいえるであろう。あらゆる障害を乗り越えてゆくファイト精神が商人に是非必要である。

勿論いうまでもなく知恵・才覚は合理的なものでなければならぬ。したがつてあくらつな暴利は許されない。江戸時代の初期には、確かに利発が総てであつた場合が多かつたが、時代を経るにしたがつて、商業社会がノーマルなものになるにしたがつて、「資本と信用」がものをいうようになってきた。いわゆる老舗が商業の主流となつてきたのである。資本と信用を背景に、優秀な番頭、支配人による企業経営という正常な道をあゆみ出したのである。

始末

始末とは単なる節約を意味しない。それは読んで字の通り、始めと終わりである。この両端のバランスがとれてはじめて商業経営は健全なのである。商業経営では当然のことであるかね合いのバランスが取れてこそ、健全経営といえる。そのことは始めと終わりが適当なバランスが取れていることを意味し、その結果、適正な利潤を生み出すことができるのである。無駄があれば利潤は生まれてこない。節約は、いわば、始末の手段ともいえるのである。資本を運用し、始末し、その効果を十分に発揮させることが、積極かつ健全経営といえることができよう。石田梅岩は、本格商人の根本信条を始末において、これを経済合理主義を意味する儉約という言葉でいい表わし、商人道德の根本においている。

算用

始末は前に述べた通り、経済合理主義を意味するものであるが、これは打算過程を無視しては考えられない。ソロバンを忘れては商業経営は成立しないのである。算用によって利潤計算を誤らないようにするのが商人にとって最も重要なことの一つである。算用はもちろん生きた計算でなければならない。算用といった場合、金の工面を意味する。

経営計算は経営努力のいかんにより大きくもなり、あるいは小さくもなる。始末・才覚・算用は結局一体となって初めて実現されるものである。

柔軟性と忍耐

いうまでもなく江戸時代は厳格な身分制度をベースにした武家政治であり、封建的権力の前には、町人は正面から反抗する手段をもたない。しかも鎖国経済の下では、商人は外国貿易は不可能であり、いわば国内市場でしか活躍する場所はなかったのである。そこでは最大の顧客は武士であった。その封建権力の前では、商人に必要なのは、柔軟性と忍耐であった。ほとんどの商家の家訓の第1条に「公儀(幕府)」の御法度をおろそかにしてはならないと記してある。何ごとでも「御無理、御もつとも」の態度が必要であったのであるが、しかし、

享保の改革の際(将軍吉宗)、幕府は絶大な権力を背景に統制経済政策を強行、商業社会の需給法則に入り込んだのである。商人の無言のレジスタンスの前に最後に統制を撤廃せざるを得なかった。根気より、忍耐強いレジスタンスが彼らに勝利をもたらしたのである。「気持ちはけんかせず」「商は笑なり」が江戸時代の商業の原則であった。形にとらわれず、更に、実質内容を取るのが商人の道であったのである。そこに商人社会の闊達さが生まれる所以である。「負けるが勝ち」が商人社会の原則でもあり、実体でもあった。おのれに勝つためには、忍耐が必要である。しかたがない事にはこだわらず、新しい可能性を求めていくことが最大の商人の道であろう。

体面と信用

武家時代にあっては、武士は特に体面を重んじたことは、あらためて説明する必要もないが、商人もまた体面を重んじ「のれん」を守り、看板を大切にしたのである。また、信用を重んじた。不信用になることはしなかったのである。同業者、仲間の約束にそむけば仲間はずれにされる。仲間を出し抜いて、ぼろ儲けすることは許されない。仲間はずれになることは商人として死を意味する。仲間だけではなく、商人をとりまく親戚、知人、町内の人々、世間一般の人々の眼は厳しかった。同族をおそれ、義理を重んじ、世間体をおそれる。義理人情にもとめることは、商人にとって致命的である。そういう中で商人の中には不正を働き、偽善をするものが絶えなかった。世間では商業には欺瞞がつきもののようにいわれた。神道で重要視されることは、正直であり、正路である。商人には常に「正路の商い」が求められた。正路の商いとは、等価交換の商いをする事である。それが信用のもとであると思われる。

老後の楽しみ

町人＝商人には、通や粋事が善ばれ、風流や寂びも尊ばれた。儲けてのちの遊び、苦しみの後の楽しみ、が商人にとっては善ばれ、廓と芝居が儲けの、苦しみのあとの楽しみであったのであるが、武士にとっては、それは忌まわしいところであり、悪であったのである。社会的な見解の相違である。町人・商人

にとって、そこは人間性あふれるところであり、その意味での理想境でもあったのである。いずれにしても、何よりも理想とされたのは、老後の楽しみである。それは、人生の苦しみ、儲けのあとからやってくる楽しみであるところの形である。40歳代で商売を相続人に譲って楽隠居するのが、当時の商人の理想でもあったのである。

家訓と同族経営

江戸時代の商業経営の組織は、純然たる個人営業のほか、いわゆる同族経営と称せらるる血族・衆族的結合による企業形態が支配的であった(三井・小野・島田・鴻池・住友など)。

この他に組合形態の代表的なものとしては、近江商人の例をあげることができる(西川・稲西・近江家など)。

何といても、江戸時代を代表する商家としては、三井・鴻池・住友をあげねばならないであろう。この三家を称して、三大豪福と呼ばれている。次にこれらの三大豪福の事例について、同族経営の成立過程ならびにその特性を考えていくことにする。

II 活躍した商人系譜(その1)——鴻池家

鴻池家の場合、戦国時代、中国地方で毛利氏と覇を争った尼子氏の家臣山中鹿之助幸盛が祖先であり、その長男山中新六(のちの新右エ門直文)を商家として鴻池の始祖としている。新六は1598～1600年に大阪で清酒醸造に成功し、江戸送を行い1619(元禄5)年には大阪内久宝寺町に店舗を設置して、1625(安永2)年には、金融業として大名貸を始めると同時に廻漕業も開始した。

(1) 廻漕業の開始

鴻池の場合は、始祖新六の清酒の製造・販売の新機軸にたいし、その八男正成は海運業で活躍した。酒の江戸積が年々盛んになるにつれて、その輸送は陸路では手狭になり、海路が利用されるようになり、これを契機に鴻池は廻漕業に乗り出すことになった。

当時、すでに堺の廻船や、大坂伝法・兵庫・西宮にも廻船問屋があり、鴻池もこれらに負けずと海運業に乗り出したと考えられる。大坂衛塚島(九条島)を本拠とし、手船百余艘をもって自醸の酒とともに一般貨物、とくに西国大名の米穀運送を行ったという。2代目喜右衛門の代、1676(延宝4)年には、岡山藩の藩米を江戸に廻送したという記録が残っている。

鴻池の江戸積状況を記した「酒仕切目録」によると、酒の江戸積に鴻池の手船が利用された例はそれほど多くなく、他の菱垣廻船問屋・樽廻船問屋を利用しているケースの方が圧倒的に多かった。

(2) 米取引

17世紀には鴻池家では、商品取引も活発に行っており、とくに米の取引が大きかった。1659(万治元)年の「積上せ申米之日記」によると、この年の10~12月に鴻池は6,600石余の米と50石の大豆、1,500斤の糟を積み送っている。また、同年の天王寺屋五兵衛宛「銀子請取申通」によると、天王寺屋五兵衛を媒介として、米・為替・小判・木綿・油などの取引を行い、その総額は銀367貫目余にのぼっている。米は210貫目余で57%を占め、備前・丹波・加東・竜野・庄内・中津・赤穂・淀・岸和田・肥前・美作・亀山・加賀・筑前米など、広範な地域にわたる米を取り扱っていた。同家で取扱った米は西日本諸藩の米を中心に、東北・北陸の諸藩にまでおよび、1689(元禄2)年には、同家の米取引高は3万5,000石弱、代銀1,310貫に達している。この取引においては、米産地ごとに取引商人や蔵が特定化されており、鴻池が全国にひろがる恒常的な領主米流通機構のなかで、一つの中軸的役割を果していたことを示している。

17世紀始めには、鴻池の米取引は通常の商品取引とは、やや異なる性格を示し始めていた。つまり、鴻池が蔵屋敷から米を購入する場合、それは未着米を、現物引渡し時の予想代価で購入するという形のものであった。いわゆる信用清算取引である。また、現物引渡しの時点で、鴻池が米受取りを希望しなければ、蔵屋敷が買い戻す、つまり先納銀を返済するという契約が付帯している。このような取引は表面上は蔵米取引の形を取っているが、結果的には蔵米を引当とする、蔵米の授受を伴わない貸付、金融取引に転化できるものであったといっ

てよい。このような米は年度末までに決済されないかぎり、蔵屋敷在庫の棚卸資産として記帳され、商品取引の一種として意識されている。つまり、これがその実質において信用業務とみなされることになっている。このような変化のなかに、われわれは、鴻池における商品取引業務から信用供与業務への転化の方向を見ることができる。

(3) その他の商品取引

初期の鴻池では、白砂糖・札丁子などのほか、江戸店では酒販売代金で荏粕・絹・干鰯を関東で購入し、大坂へ積み登せている。これはもちろん自家用ではなく、商品としての購入であった。また、明凡・薬種・白砂糖・小糸・すずし(生絹)など長崎輸入品を大量に買い付け大坂で販売したようである。とくに薬種の取扱量は大きく、1669(寛文9)年で銀228貫目に達し、このほか、芋・ぬり物・大豆・松角・呉服などの在庫がみられ、これらの商取引にもタッチしていたことが知られる。

以上にみたように、初期の鴻池の商品取引は、いわば「よろず屋」的商法というべき、多数の商品を取り扱っていた。この種の「よろず屋」的商業は、17世紀前半の間屋の一般的な特徴であったが、17世紀後半から現われてくる間屋は、商品別に專業化した間屋が多く、その経営は荷主からの委託販売を中心とした初期の万問屋と異なり、自己の計算で、自己の商品を仕入れ卸売する間屋となったといわれている。この專業間屋の独立化と併行して、金融専門業者としての両替屋が登場してくる。元禄期以降、鴻池が商品取引から徐々に手をひき、両替業に専門化していく背景には、このような商業・金融の専門化という社会経済上の変化があったからであろう。

(4) 両替業の開始

天王屋五兵衛は大坂の両替屋の鼻祖と称され、姓は大眉、摂津住吉郡遠里小野村の出で、1628(寛永5)年、大坂今橋1丁目で両替屋を開き、手形振出しの制も同家の創始にかかるという。鴻池の両替屋経営が天王寺屋の指導の下に行われたらしいことは、史料上でも鴻池が初期の商品取引や大名貸において、天王

寺屋を介して行っていることからでも確認できる。

幕府は、1670(寛文10)年、両替屋中もっとも信用ある者10人を選んで、仲間の取締りを行わせることにした。いわゆる「10人両替」であり、大坂の金融業者の頂点に立つ商人として、幕府公金を取扱い、帯刀町役免除の特権が与えられた。10人のなかには、両替屋としては鴻池より先輩の天王寺屋五兵衛・泉屋平兵衛・鍵屋六兵衛などとならんで、鴻池喜右衛門の名がみえ、これで開業日浅くして、鴻池が第一等の金融業者に成長していたことが分かる。

1674(延宝2)年に、鴻池は内久宝寺町より今橋2丁目に出、両替店を開いた。この地は早くから両替屋天王寺屋五兵衛や平野屋五兵衛の居宅があり、また、金相場を連絡しあった金相場会所が1662(寛文2)年、今橋1丁目(あるいは高麗橋界限)に設けられ、両替屋の集住する金融センターの地に進出したのは、金融業を将来の営業の核としようとする強固な意思のあらわれであったとみてよいであろう。

(5) 為替取引

寛文～延宝期の鴻池の為替関係史料によると、当時の同家が関係した為替取引は、4種に分類できる。(A)は江戸で販売した酒代金を大坂へ送るのに、江戸両替商を振出人、大坂両替商を支払い、鴻池大坂店を受取人とする上方仕向(上方為替)の送金為替を、鴻池江戸店が依頼したケースである。この場合、江戸両替商は大坂両替商に債務をもつことになるが、これは別途、江戸干鰯問屋などが大坂の同業問屋へ販売した貨物の代金取立てのために取組んだ逆為替における、江戸両替商の大坂両替商にたいする債権で相殺されていた。この場合、鴻池は為替取扱商人としてでなく、為替を利用する商人として現われていることに注意を要する。この取引には、江戸両替商として泉屋三右衛門・蔵田七郎右衛門などが、大坂のそれとしては天王寺屋作兵衛・吉文字屋次兵衛などがよく登場している。(B)は大坂での大名の蔵米売払代金を江戸藩邸へ送るために、大名の大坂蔵屋敷が鴻池大坂店へ江戸仕向(江戸為替)の送金為替取組みを依頼したケースで、支払人である鴻池江戸店は、酒販売代金を支払いに充当し、これにより大名の大坂→江戸間の、鴻池の江戸→大坂間の貨幣現送が相殺される

ことになる。この場合、鴻池が為替取扱商人として現われるが、鴻池は自己の商品販売の代金送金のため、この業務を行っているとして解釈されるのであって、独立した金融業者として成り立っていなかったといえよう。(C)は大坂問屋から商品を購入した江戸問屋が、江戸両替商を介して、鴻池江戸店へ上方への送金為替取組みを依頼した例である。これは為替の形態としては(A)と同じであるが、(A)と異なって、鴻池江戸店が酒販売商人としての必要上為替取引にかかわっているのではなく、為替取扱商人として現われてくること、大坂から江戸への下り荷物の増加に照応する金融取引であることに注意を要する。つまり、大坂→江戸間の商品輸送の大量化に伴って、必要性が増してきた江戸→大坂間の送金業務において、それを担う独立した専門的金融業者として鴻池がその役割を果たしている。

(D)は、(B)と(C)とを組合わせたものといってよく、大坂問屋の江戸問屋にたいする商品代金取立勘定と、大名の大坂での蔵米売払代金の江戸送金勘定を、鴻池が為替取扱商人として介在して組合わせたもので、御屋敷為替と呼ばれる。鴻池では、小笠原内匠守・松平阿波守・有馬中務守・細川越中守などの送金を請け負っていた。ここにおいては鴻池は、大名側からの大坂→江戸への、商人側からの江戸→大坂への貨幣の流れを為替という手段によって結びつけ、貨幣現送が現実に行われる場合の社会的コストを為替手数料に転化させ切り下げることによって、商品取引を円滑化ならしめる専門的金融業者として機能していたといえてよい。それは年貢米を大坂において換金し、その貨幣を江戸に送り、大坂から江戸へ廻送された消費物資の購入にあてるという幕藩制下における、財と貨幣の循環構造においては不可欠の金融業務であり、鴻池は幕藩制的商品流通機構のなかでの中核的位置を占めることになった。

以上の4つの形態の為替は、歴史的には(A)から(D)への発展をみせた。

この鴻池の寛文～延宝期における御屋敷為替の成立は、幕府天領からえられる貨幣の大坂御金蔵から江戸御金蔵への送金と、三井江戸呉服店から京本店への呉服販売代金の送金を相殺すべく考案された、三井の幕府御金蔵為替(1691年といわれる)の成立より、2,30年早く、この点でも鴻池の革新性がみられるといえてよからう。

(6) 大名貸の開始

鴻池の大名貸は、延宝3(1675)年頃から積極的になったと思われる。この延宝3年のものは、当時の姫路15万石の城主松平大和守直矩にたいするもので、銀100貫目を貸付け、それを5年間、毎年元利30貫ずつ返済することになっている。複利計算では年8.5%弱の貸付利率となる。

1681(天和2)年に熊本藩は銀1,466貫91匁9分4里を鴻池より借り、これを無利子10カ年賦で返済することになっている。このほか、出雲広瀬・豊前中津・伊予大州などと取引関係があり、これらにときに応じて金銀を融通していたことがあったようだ。

初代、2代目のころは、酒造販売や為替取引、蔵物廻送を契機につながりのできた大名たちに、臨時に金銀を融通していたものであり、諸藩の蔵元・掛屋となり恒常的に藩財政にかかわり、不可欠の業務として大名貸を行うようになるのは、3代目宗利以降のことである。

(7) 算用帳の成立

当時、大商家では複式構造をもつ帳合法がかなり展開していたようであり、なかでも、1670(寛文10)年にはじまる鴻池家の「算用帳」は、複式構造をもつ商家帳合として、現存するもっとも古いものの一つで、作道洋太郎・安岡重明・藤田貞一郎・小倉栄一郎らの諸氏によって研究され大いに注目されるものである。

算用帳は、次の3つの部分からなる。第1部は「預ヶ銀有銀覚」で、大名・商人等への貸付銀の期末残高で、商品売掛金、および期末現金銀在高が記され、最後に以上諸項目の合計、つまり期末資産が計算される。第2の部分「内おい方」は前半、後半2つの部分からなる。前半の部分では、まず本家への一族出資金および商人・武士等からの預け銀が記され、その合計、つまり負債が計算され、ついで、この負債を第1の部分の資産から差し引いた額、「有銀」が求められる。この有銀は期末正味身代であり、抽象的なもので、簿記上の資本概念といってよい。

第2部「内おい方」の後半は、まず期首正味身代の記帳から始まり、ついで

期間、収益を記し、この2科目の合計科目がある。第3部「内払方」は期間損失、費用の項目であり、最後に、第2部「内おひ方」で計算された期首正味身代と期間収益から第3部の期間費用が差し引かれ、ふたたび有銀すなわち期末正味身代が導かれている。

(8) 初代正成と2代目之宗

鴻池善右衛門家の初代正成は86歳で没し、長きにわたって創生期の鴻池家をリードし、以後300余年にわたる同家の磐石の基礎をきずいた。廻漕業の開始、両替店の創業、今橋への進出など、すべて正成の意思決定によるものとみてさしつかえない。家督を二男之宗に譲ってからも、隠然たる実力をもっていたし、宗信という剃髪名義での商売も行っていった。1670(寛文10)年の算用帳における「資本・負債」123貫目余のうち、15%は宗信の出資分であったから、家督相続後といえども所有者として実力をもっていたと思われる。

正成は健康にめぐまれ、その性格が闊達にして楽天的であるとともに、一面質素儉約を重んじ、趣味に没頭することなく、その生涯を通じて、30回も江戸往来をするほど、家業に精励して、倦むところを知らなかった。

2代目之宗は、21歳のとき家督を相続し、之宗は喜右衛門と名乗り、人となりは温厚篤実であって、始祖・初代におけるような事業の華やかさは見ることはできないが、鴻池家の基礎を固め、さらにこれを堅実に発展せしめた功は見逃すことができない。わが国帳合法の発展の歴史のなかで、現存する最古の複式構造をもつ商業帳簿として、光彩を放つ鴻池算用帳が成立したのは、この2代目之宗のときであった。これは外延的拡大に重点をおいてきた始祖・初代の事蹟に比すれば派手なものではないが、経営内部における財務管理技術の発展という点からみれば、一つの大きな革新であった。

17世紀末ごろになると鴻池は、初期の酒造業・廻漕業から両替業、ことに大名貸中心の金融業に重心を移すようになった。「算用帳」における「貸有銀」(貸銀と有銀)のなかに占める大名貸の比重の変化を10年ごとに明らかにすると、ここで「蔵貸」とは蔵屋敷を相手とするもので、鴻池では大坂蔵屋敷から江戸藩邸への送金を掛屋として引き請けるが、この送金は個々の廻米の売払代金を

受け取って行われるものでなく、定期的に行われ、廻着される蔵米売払代金で年度末に清算されることになっていたが、その際、蔵米売払代金が江戸送金分に満たない場合、「蔵貸」として扱われたのである。これにたいし、「大名貸」はこのような当座貸越で処理できないもので、大名名義の証文貸をいう。以上の「大名貸」「蔵貸」をいずれも広義の大名貸と呼ぶと、鴻池では1670年代に急速に大名貸に傾斜するようになり、それ以降はだいたい、貸付銀の70%以上を大名貸に廻していたといえよう。

そしてさらに18世紀70年代以降は、大坂町奉行ほかへの幕府関係への貸付もまし、90%近くが武家相手の貸付となったのである。このように寛文～元禄期に大名貸への純化という営業上の変化がみられ、それは2代目之宗が活躍していた時であったが、鴻池において本格的に大名貸専門の経営体制が確立されるのは、3代目宗利のときであった。それは2代目之宗のときには、なお酒造を行っていたのにたいし、之宗死去の直後にそれがやめられたことでもうかがえるのである。

鴻池が最初に掛屋となった藩は岡山藩で、1679(延宝7)年刊の『難波すずめ』に「銀かけや鴻池喜右衛門」の名がみられる。同書では久留米藩の掛屋にもなっている。1689(元禄2)年には広島藩の掛屋となりしばらく後、同藩および岡山藩の蔵元となっている。元禄期以降は各藩に出入りすることが多くなり、高知藩・徳島藩・福岡藩などの蔵元・掛屋などに登用された。

鴻池と取引のある諸藩は元禄期にすでに32藩におよんだという。なかでも、もっとも鴻池とかがわりの深かったのは岡山藩で、岡山藩への貸付は大名貸全体の20～40%を占め、18世紀末以降は60%を超えることになった。ついで広島・徳島・高知の順に大名貸が多く、これら4藩で18世紀20年代までは50～60%、それ以降は80%以上にのぼった。これらの藩にとっては、鴻池はまさにメインバンクであったわけである。

(9) 鴻池家の大名貸の特質

一体、鴻池の大名貸はどのように行われていたのだろうか。

近世の大坂は周知のように「天下の台所」と呼ばれ、物産が集散したが、な

かでも、諸藩が大坂へ登せる年貢米(大坂登米)は最大の商品であった。増大する貨幣支出をまかなうため、恒常的に大坂登米を行い、その売却代金で幕藩領主が、藩財政を支えようとする体制をとったのは、西日本諸藩の場合 17 世紀前半、東北・北陸の諸藩の場合 17 世紀後半であった。こうして元禄期には少なくとも年間 120 万石以上の大坂登米があり、最盛期の文化・文政期には 200 万石以上に達した。

大坂で諸藩の米や大豆、その他の商品の搬入・保管・販売にあたる機関として蔵屋敷が設けられるようになり、それは延宝・元禄期に約 80、延享期には 90、天保期には 120 の多きに達した。蔵屋敷は、領内非自給物資(武具や美術品)の購入、蔵物売却、借銀を主要な役割としていたが、これらの業務に応じて町人を登用し、その衝にあたらせていた。蔵元や掛屋がこれである。蔵元には初期から武士の蔵元とならんで町人の蔵元がいた。ただ初期の町人蔵元は、みずからの計算で、蔵から米を買い取り、それを転売する米仲買的なものであった。いわば米の町人請負販売で、有名な淀屋辰五郎などはこれにあたる。しかし、登米が増加するにつれて、蔵屋敷はこのような町人請負制にかわって、みずから米仲買を蔵に集め、その入札によって蔵米を販売するようになる。寛文期以降のことである。入札制の実施とともに蔵元の機能はかわり、仲買の選定、入札時期の決定、蔵の出し入れ業務が主たる役割となり、これらにたいする報酬も一定の口銭や扶持料になった。このような性格の町人蔵元の登場や入札制の実施は、安定した米市場が大坂に成立してきたことを示すと同時に、幕藩領主が米市場に積極的な関心を現わすようになったことを示すものであった。入札制導入の結果、米仲買から代銀を受け取り、保管し、必要に応じて大名へ送金する業務が独立し、掛屋がこれにあたることになった。江戸や国元への大名宛の送金は為替で行われたから、このために各地の商人と取引をもつ両替屋が多く掛屋に登用された。鴻池がその他位を占めた諸藩の蔵元・掛屋はこのような性格をもつものであった。

上記に述べたように掛屋は払米代銀の保管だけでなく、大名の国元や江戸藩邸への送金をするようになった。この送金は本来蔵米売却代銀でなされるはずであるが、蔵米の大坂廻着時期が秋から冬にかけてであるのに、大名の支出は

年中恒常的であり、また、廻着量は豊凶によって左右されるが支出はあまりかわらない。このように大名の収入と支出にはずれがあるから、掛屋は特定の蔵物を売り払った代銀を受け取り、それを送金するというのではなく、まず大名に必要資金の貸付を行い、それを送金し、後に蔵物が売り払われたときに、元利の返済を受けるという方法をとることになった。したがって、これはあくまで当座貸であり、凶作や蔵物廻送中の事故、あるいは米価下落によって、予定の清算額に蔵物代銀が達せず、清算の結果、翌年の貸越となったとしても、翌年の登米代で穴埋めできるものであった。このような貸付が典型的な大名貸であり、それは石高制＝米納年貢制によってたつ幕藩制社会において必然化した、地方領国—大坂間の米と畿内手工業品との交換、大坂—江戸間の一般商品と貨幣の流れを結びつける金融装置であった。

町人の大名への貸付、大名貸はしばしば、窮乏化しつつある大名が富裕化しつつある商人に消費貸借を要求したものと考えられることが多い。しかし、このような考えは必ずしも正しくない。たしかに大名財政の窮乏化はあったし、それによって大名貸のこげつき、踏み倒しは初期から存在した。しかし、もし大名財政の窮乏化が長期的な傾向を現わすもので、しかもそのことを商人が看破していたなら、商人が合理性をもちあわせている限り、そのような「不良企業」への貸付を連続的に行うようなことはなかったろうし、まして、それを専業とするような両替商は成立しなかったであろう。むしろ、鴻池などにとっては、結果的にはともかく、大名貸を専業としようとした意思決定の際には、大名貸が有利な安定的な事業と考えられていたにちがいないと思われる。そしてそのような確信の背後には、幕藩領主が、当時における至上の富の源泉である土地を支配し、かつ最大の消費物資である米を掌握している限り、揺るぎなき経済的基礎をもっているという認識があったといえよう。

このような意味で、鴻池が行ったような大名貸は単なる消費貸借と考えられるべきでない。それは米という近世最大の商品の流通を担当する大名＝大坂蔵屋敷という一種の商館にたいする商業金融(前貸信用として現われる)の性格をもつものであった。つまり上記に述べた本来的な意味の大名貸は、実物の財の流通状況に依存し供与される信用であったといえる。それがゆえに、大名の大

坂登米量が増加しつつあった寛文～元禄期に鴻池の大名貸の増加、専門化がおこったのである。

上記にみたように鴻池の大名貸は、初めは蔵物流通と結びついた貸付であり、そしてこの点に鴻池の大名貸の革新性があった。商人が大名に貸し付けるという意味での大名貸は近世初頭から存在した。しかし、17世紀前半の大名貸の貸付者となったのは京都・長崎・堺の商人たちが多く、彼らは特定の大名と蔵物取扱や、その販売代金の処理業務を引き受けるということをしなくて、個々のケースで貸付を行っていた。つまり、それは大名財政の実物的基礎をなす蔵物流通とは直接関係しない貸付であり、大名の不時の用を満たす消費貸借的なものであったと見てよい。このような初期の大名貸を行った商人は角倉了以・茶屋四郎次郎のような、もともと貿易商人として富を蓄積し、鎖国後も糸割符商人として利潤をえたものや、金座・銀座に出入りする両替業務によって富をえた商人であった。彼らは、鎖国後において形成されてきた、地方領国と中央都市を結ぶ国内の幕藩領主的商品流通との結びつきが弱かったといえる。近世初期の大名貸はこのような性格のゆえに、三井高房『町人考見録』に大名貸の危険性が説かれ、京都の富商約50家が元禄前後の5、60年以内に破産したことが描かれることになったのである。

これにたいし、鴻池の大名貸は三井高房によって次のように成功例として書かれている。

「今両替の内家も栄ひ、工面よく致し参るもの大坂鴻池善右衛門(親喜右衛門也)、……近年大名貸致候もの、将棋倒しに成行申処、此鴻池は上手に廻し、よくますます身上厚く相成候事」。高房は鴻池の成功の因を当主の勤勉に求めているが、それもさることながら初期の大名貸と鴻池の大名貸との信用供与の性格が異なるものであったことにより注意が払われるべきであろう。

(10) 大名貸の収益

1700(元禄13)年ごろから鴻池は大名貸に重点をおくようになったから、利息収入が同家の主要な収益となった。大名貸の契約上の利子率は、寛文～延宝期では年利約14%ほどであった。かなり高率であったと見てよい。その後18世

紀前半まではだいたい年12%程度であったが、宝暦期から寛政期にかけては顕著な利子率の低下がみられ、年6%程度となったのである。

すなわち、契約上の利子率からだけでは不十分である。しかも大名貸にはしばしば借金の棒引きや、利息の削減、踏み倒しがあったから、このような損失を控除した収益を考えねばならない。17世紀90年代以前においては、大名貸の利息が安全に回収されていた。17世紀後半から18世紀初頭にかけては、人口の増加が著しく、ことに大坂や江戸などの都市人口の増加は激しく、この人口圧による米需要増大があったから、米価の傾向的上昇を伴いながら、中央都市への登米量の増加がみられた。そして流通機構が整備されたこともあって、大名の蔵米販売経営は良好に推移し、蔵物代金を引当とした大名貸は円滑に回転していたのであるが、18世紀に入ると、契約利子率と収入利子率との乖離が生じ始めるが、18世紀後半からは収入利子率は顕著な低下を示し始め、大名貸経営は危険となり、19世紀には破局的状態となったのである。

上記にみたように、初期の大名貸は経済的に十分採算のとれるものであった。さらに、ふつう蔵元や掛屋となったものは、利息収入だけでなく、扶持米・合力米などを与えられた。鴻池の場合では、1704(宝永元)年および1709年に広島藩の掛屋・蔵元になったとき、それぞれ新銀50枚、合力米300俵を受けているし、1701年高知藩出入りとなったときは、蔵米新知200石を扶持されている。このような付加的収入を考えれば、本来の意味での大名貸は相当有利な事業であったといえよう。かくて、鴻池家は酒造業や商品取引で蓄積した富をもとに利貸経営へと向かうが、少なくとも18世紀なかばごろまでは、それを食いつぶすことなく、なお蓄積を重ねることができたのである。

(II) 鴻池新田の開発

3代宗利の代のころには、鴻池の蓄積資産はかなりのものに達していた。この蓄積資産の新たな投資先として宗利によって着目されたのは、鴻池新田の開発であった。

1704(宝永元)年に、旧大和川流域の池・沼・河川敷1,063町歩が新田として干拓されたが、そのうち、鴻池新田は、主として新開地の池床を開発したもの

で、最大の規模のものであった。新開池の開発は最初大坂京橋の土木請負商人大和屋六兵衛と河内中垣村庄屋長兵衛の名義で、大坂商人の山中庄兵衛、泉屋吉左衛門、天川屋長右衛門、鴻池一統ら9名の町人資本の連合出資によって請け負われ、宝永2年になって、鴻池善右衛門が譲り受けたものである。新開池床は反別250町余(ただし、用水路等の歩引30町弱で、新田面積は221町余)で地代金として幕府に上納した額1万6,800両2分、その他開発入用に投じた銀高862貫余、合計銀高にして2,841貫目余を開発入用として要した。このほか新田開発後に他の新田も買収し、この方には156貫目余が支払われた。これらを合計すると、約3,000貫目を新田に投じたことになるが、同時期の鴻池の算用帳面における純資産は2万5,000貫目であったから、その約12%が投じられたことになる。新田開発が初めての経験で、高いリスクが予想されたため、本家の経営とひとまず切り離して行われたようだ。

新田は東西2カ村よりなり、120戸、男女750名の移住者のほか、360戸が入作者として集まり、耕作が始められた。これらの新田は砂畑で、米作には適さず、金肥多投の綿作が中心となり、河内綿作地帯の一角を形成することになった。新田における経営は総収穫のうち小作料21%、肥料代30%で、残り49%が地主分配分となっていた。この49%から年貢取り分および新田設備費、管理費を除いたものが、地主作徳となるが、開発初期には50%以上と高かったが、畝下年季(年貢が一部免除される期間)期間をすぎると、年貢は高くなり、諸経費も増して18世紀なかば以降は20%以下に落ちるようになっている。この地主の利益率は、だいたい2~4%であった。したがって、それは大名賃の実収利率よりも低く、新田経営は巨額の資金を投じた割には経済的にはあまりうまみのあるものではなかった。しかしながら、米遣いの経済を基礎とする徳川時代においては、土地はもっとも主要な生産源であり、すでに豪商として確立していた鴻池にとっては、長期の安定した収益を求めうる至高の投資物であったと思われる。とくに19世紀になって、利貸経営が悪化すると、新たな重要性をもつことになったといえよう。

鴻池では新田を監督管理するために新田会所をおき、支配人をおいてその衝にあたらせていた。この会所は現在も国鉄片町線鴻池新田駅すぐ南に存在し、

近世の河内豪農の民家の遺構として、偉容を誇っている。

(12) 経営方針の確立——家訓の制定——

鴻池家では元禄から享保にいたる2, 30年の間に大名貸への純化という営業上の転換がおこったが、経営内部の組織の上でも大きな変化がおこった。

宗利は1716(正徳6)年家訓の制定に着手し、1723(享保8)年に骨格をつくり、1732(享保17)年に家訓を完成した。鴻池ではこれに1759(宝暦9)年の「手代中江申渡覚」を合わせて「家憲」とし代々受けついで。

家訓は3部から成り第1部においては、家督相続や家産の運用方針が述べられている。ここでは、「納戸の穴蔵銀」を大切に守り、できるだけより蓄積を重ねることを志すとともに、たしかな利回りを考えて、「新規之事取掛り不申様」訓示している。また、「本家相続人へ家督譲り譲又嫡子へ譲渡候迄輪番之心持ニ而諸事家法大切ニ相守り」と、家督相続を受けた当主といえども、決して自由な振舞いをする事が許されず、連綿とつづく家業における一リレーランナー(輪番)として位置づけられていることも興味深い。

第2部では奉公人の待遇規定が取りあげられ、手代の勤務と別家の条件が詳しく規定されている。年期をつとめあげ、別宅を許された手代は本家づめを心がけること、そして手代の忠勤にたいして、本家は一定のしるべき待遇を与えることなどが待遇規定の眼目であった。鴻池家では子飼いの丁稚奉公人は、12, 3歳で雇い入れられ、手代を経て、28, 9歳で支配判形役、32, 3歳で結婚して別宅することを許され、さらに精勤のものには、42, 3歳で自分家業を認められることになっていた。これらの昇進ごとに本家から祝儀や世帯料、元手金が与えられたが、元金については、奉公人は定められた年齢以降になると催合銀や名付銀という給銀が与えられるが、奉公人の規定は、要するに本家の繁栄と家産の維持であり、元禄期から享保期にかけての経営の変動期における危機感を反映した労務管理思想が盛り込まれているのである。

第3部は本家・分家・別家の生活様式を詳細に規定したもので、町人たるものの生活規範が訓示されている。

このような家訓が享保期に制定されたのは時代的背景としては、各家の経営

が初期の飛躍・成長期から安定ないし停滞期に入りつつあったときで、経済全体においても、高成長期の17世紀、繁栄の元禄期の後に訪れた安定期に入ろうとしていた時期であった。したがって、そこでは家訓には成熟をとげた商家経営を保守維持していこうとする守旧のイデオロギーが刻みこまれることになっている。

宗利の代に定められた家訓は永らく同家の家憲として守られ、その家業永続第一主義の理念は放漫経営の防止、家産の分散の抑止、奉公人の主家にたいするロイヤルティの確保などに少なからざる効果をもったといえるが、そこにもられた守旧的メンタリティが、その後の鴻池におけるアニマルスピリットの欠如、経営の非ダイナミズムの一つの要因となったことも否定できない。

(13) 3代目宗利の人となり

元禄期から享保期にいたる18世紀初頭は、鴻池にとって両替商としての大成長期であるとともに、安定期・停滞期への転換期であった。このとき鴻池をリードした当主は3代目宗利であり、実にこの重要なときに同家は人をえて、家業の基礎をきずくことができたのである。

宗利は1668(寛文8)年、まさに同家が両替屋として飛躍をなそうとする時期に生まれた、生まれながらの両替商の子であった。1695(元禄8)年、28歳で家督を相続しているが、翌年2代目之宗が没しているから、若くして実力当主となったのであった。宗利の事業は、いずれも同家の歴史のなかで、重要な意味をもつものであったが、それはひとくちに言えば、多角経営から重用事業への専門化志向であったといえよう。大名貸と新田経営への専門化がこれを現わしている。また、宗利は大名貸においても、新規の大名との取引を避けよと訓じ、高いリスクが予想される新田経営を当初は本家と別個の経営体で行おうとしていることでもこれ分かる。家産のこれ以上の集積が望みえないという予測のもとでは、投資の分散化を避け、集中化によって、資本の収益率を落とさないことをはかるといふ意思決定はそれなりに合理性をもっていたといえよう。

この意味において、宗利は始祖新六や初代正成が冒険型、ロマンチックタイ

プの企業者であったとするならば、それとは対照的な専門型、堅実型の企業者であったと評価されよう。そして、それには、宗利自身の性格もさることながら、始祖新六以来すでに100年を超えた鴻池家家業永続の歴史が深い影を落としているとみななければならない。大資産を継承した宗利をして、徒手空拳の自由奔放な企業者たることを許さなかった。家産を次代に譲り渡していかなければならないという心理的プレッシャーは、家業永続第一主義、安定志向を旨とする宗利の企業者理念を形成していくことになったのである。

(14) 近世後期の鴻池家

鴻池家の純資産は、18世紀前半まで急成長をとげ、以後は停滞状態、19世紀に入ってやや回復した。さきに述べたように、大名貸が18世紀以降中心となるが、後期になると、大名貸は特定の少数大名に集中し、それは通常取引コストを減少させる反面、特定大名財政の動揺の影響をもろに受ける体質をつくりだしていった。

18世紀後半以降はきわめて経営状態は悪化している。鴻池の運用総資本(負債と資本)における構成も変化した。初期には、商人・蔵屋敷など商品取引関係から生じた預り(借人)が多いのにたいし、18世紀後半ごろからは、本家・分家資本などの自己資本が中心となっていくのである。収益率の低下により、他人資本を積極的に導入していくという成長路線がとりえなくなっていくことが示されているのである。18世紀後半以降は、貸付銀が増大したにもかかわらず、費用は安定化し、費用率は低下した。ここには経営合理化の努力がみられると同時に、守りの姿勢が反映されている。

享保期以降の鴻池では経営保守化の動きが明瞭となり、本家中心主義の体制が強化されていったのである。

大名貸の変化は次のように変化した。すなわち、18世紀前半以降、鴻池家の大名貸経営には暗い影がさすようになった。享保期の米価下落は蔵物引当の藩債の利払いと元銀返済に大きな障害となり、貸主と借手の間に多くの紛争が生じるようになったのである。鴻池では享保期に九州・四国の多くの諸藩との関係を断つようになり、主要取引先であった岡山・広島藩にたいしても新規貸出

を拒否するようになった。このように鴻池では取引関係の整備と選別融資を行うようになる。

大名貸経営の危機に対応して、鴻池家では宝暦期ごろよりその対策を講じるようになった。その一つとして大名貸の銀高・利息・期限についての交渉過程、返済の実施状況、廻米の廻着状況、売払代銀の江戸仕送り、国元への送金などを細々と明らかにして、大名との取引過程を明確にし、合理化しようとしたもので、明らかに、低利子下、返済不安定下における利貸経営の維持をねらったものであった。1753(宝暦3)年の彦根藩についてのものがもっとも古く、その後数年に主要取引藩である岡山・広島・高知・徳島藩のものが作成されている。こうして鴻池では、廻米能力を含めて各藩の経済力についての情報をうるようになり、それにもとづいた大名への選別融資を行うようになった。こうして鴻池の大名貸は条件のよい藩を中心に行われるようになり、これが利子率低下の一つの原因となった。

このように鴻池などの両替屋は大名貸を選別して行うようになったため、それにしめ出された藩は、米方両替や米仲買などの堂島関係者(浜方)から借金をするようになった。これは藩が債務の担保として米切手を渡し金銀を借り受けるもので返済不履行のときは、貸手によりこの米切手は市場で売却されることになった。この米切手は未着米にたいして発行されることが多かったから、借入金の返済が滞るときは空米切手となり大名の財政難を露見させるものとなった。

掛屋=両替屋系の本来の大名貸と異なる大名貸の他の一つの形態は、幕府公金貸付や名目銀貸付の形態のものである。実際には町人の資金であるが、幕府公金や、寺社や権門公家の名目を借りた資金を大名に貸付けるもので、大名の契約不履行から債権を守るため公権力の名を借りたものであった。鴻池家でも安永期以降、西国大名にたいする貸付の減退の一方で、関東の譜代大名や、福井藩などの親藩への貸付が増加するが、これらには何らかの形で幕府公権力の発動がみられ、公銀貸付や準御用金の形をとることが多かった。このような政治的契機による大名貸は、蔵物引当という初期の本来の大名貸(いわば商業ベースの貸付)とはかなり性格を異にするものとなっているが、むしろそ

のような形態の方が損失が少ないという事態に達していたのである。

このように18世紀後半以降の大名貸は危機的様相をみせていた。ここでは収益率の低下はもはやおしとどめることができず、低利でもたしかな貸付先であれば貸すという状態になっていたのである。

このような大名貸の利率の低下は、もちろんのこと大名財政の窮乏化によるものであったが、それだけによるものではなかった。貸手の方でも低利に甘んじなければならなかった要因があった。つまり、18世紀後半以降においては大坂経済の全国経済に占める地位は低下しつつあり、ことに大坂問屋の商品集荷力およびそれを支える前貸の金融支配力は昔日の力を失いつつあった。こうした大坂経済の後退は大坂における遊休資金の発生を現出させ、利率の低下をおこさせることになったのである。また、大坂の大名貸は、大坂が全国の商品流通の結節点であり、その蔵物換金に大名財政が依存せざるをえないという条件の下に成立したものであったが、大坂以外の地域での市場の拡大、新しい藩際貿易の発展によって諸藩はしだいに領国市場への傾斜を深め、大坂町人金融系から離脱していったのである。ここにおいて、鴻池などの大坂両替商の大名貸はその歴史的使命を終えることになるのである。

(15) 鴻池家の企業形態

鴻池家では、享保期以前の資本を集積していく過程では、蓄積資本の多くは分家や別家に分与され、別家は一定の連繫はあっても自立する傾向にあった。しかし、享保期以降では、同族資本の分散は収益の低下を意味するようになり、別家の自立性やその創設に強い制限を加えるようになり、しだいに同族資本の集中が行われた。すなわち、自立度の低い別家では自分家業を抑え、本家や有力別家が行う「大名貸」に「加入」という形で参加し、貸付先や貸付条件の決定には関与しない単なる持分資本家となり、加入を受けた本家等のみが対外的な貸付の主体となって機能資本家となった。このような18世紀後半以降の鴻池の企業形態はいわば「合資会社の変型的な一企業形態」ということができよう。ただ、それは集積された資本の分散を再び集中するという保守的な同族的結合であって、社会的資金の集中という積極的な目的でなされる資本主義

社会における資本の集中とは目的が異なっていたといえることができる。

〔参考文献〕

- (1) 宮本又次『鴻池善右衛門』吉川引文館, 1958年.
- (2) 作道洋太郎『近世封建社会の貨幣金融構造』塙書房, 1971年.
- (3) 藤田貞一郎・宮本又郎・長谷川彰『日本商業史』有斐閣新書.
- (4) 作道洋太郎他著『江戸期商人の革新的行動』有斐閣新書, 1978年.
- (5) 竹中靖一・川上雅『日本商業史』ミネルヴァ書房, 1981年.

なお、本稿は有斐閣新書『日本商業史』ならびに同『江戸期商人の革新的行動』、ミネルヴァ書房『日本商業史』に負うところが多く、ここに著者の作道洋太郎氏(大阪大学経済学部教授)、宮本又郎氏(同)、竹中靖一氏(近畿大学教授)に誌上をかりて厚く御礼申しあげる次第である。

また、本稿作成に当っては、本学のつぎの諸君に資料・文章整理等で積極的な協力を承った。小島洋子, 川津久美子(4年生), 白石恵理, 塚本貢一, 浅井奈緒美(2年生)。